公 告

鳥取県東部医師会役員等の選任について

鳥取県東部医師会役員及び裁定委員の任期は、定款第35条により「選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時まで」 となっております。したがって、来る6月24日(土)に開催される第12回鳥取県 東部医師会(定例)代議員会を以って任期が満了いたします。

つきましては、この定例代議員会において、次期役員等の選任を行いますので、 役員等に立候補する会員、または、役員等の候補者として推薦(本人承諾書が必要)しようとする会員は、文書をもって東部医師会事務局(本会会長宛)にご提出 ください。

令和5年5月10日

鳥取県東部医師会 会長 石谷 暢男

記

1. 定数

会 長 1人

副 会 長 3人以内

理 事 14人以内(会長及び副会長を含む)

監事 2人以内

裁定委員 7人

2. 任 期

令和5年6月24日~令和7年6月に開催予定の定例代議員会の終結の時まで(2年)

3. 締切日

立候補届及び推薦書は、令和5年5月31日(水)午後5時までに東部医師会事務局必着

4. 代議員会開催日時及び場所

令和5年6月24日(土)午後6時 鳥取県東部医師会館 鳥取市富安1-75

5. その他

届出用紙並びに届出の手続等については、東部医師会事務局にご連絡下さい。